

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修正後	修正前												
<p>第1章 総則</p> <p>第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>2 防災関係機関及び住民等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(1) 香川県</p> <p>12 被災した児童生徒の応急教育</p> <p>(2) 市町</p> <p>14 被災した児童生徒の応急教育</p> <p>(5) 自衛隊</p> <p>1 災害派遣の実施</p> <p>(被害状況の把握、<u>避難の援助、遭難者等の搜索救助</u>、水防活動、消防活動、人員及び物資の緊急輸送、道路又は水路の啓開、応急医療等の実施、給食及び給水、入浴の支援、危険物の除去等)</p> <p>(8) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p> <p><u>(公財)</u> 香川県下水道公社</p> <p>社会福祉施設 学校等の管理者</p> <p>1 災害時における入所者、<u>児童</u>生徒等の安全の確保</p> <p>第3節 本県の地勢等の概況</p> <p>1 自然的条件</p> <p>(2) 地形、地質</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">地 形</th> <th>地 質 概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>山地</td> <td>花崗岩及び<u>和</u>泉層群の堆積岩、中硬質な岩盤</td> </tr> </tbody> </table>	地 形	地 質 概 要	略		山地	花崗岩及び <u>和</u> 泉層群の堆積岩、中硬質な岩盤	<p>第1章 総則</p> <p>第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>2 防災関係機関及び住民等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(1) 香川県</p> <p>12 被災した児童<u>・</u>生徒の応急教育</p> <p>(2) 市町</p> <p>14 被災した児童<u>・</u>生徒の応急教育</p> <p>(5) 自衛隊</p> <p>1 災害派遣の実施</p> <p>(被害状況の把握、<u>人命の救助</u>、水防活動、消防活動、人員及び物資の緊急輸送、道路又は水路の啓開、応急医療等の実施、<u>通信支援</u>、給食及び給水、入浴の支援、危険物の除去等)</p> <p>(8) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p> <p>香川県下水道公社</p> <p>社会福祉施設 学校等の管理者</p> <p>1 災害時における入所者、生徒等の安全の確保</p> <p>第3節 本県の地勢等の概況</p> <p>1 自然的条件</p> <p>(2) 地形、地質</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">地 形</th> <th>地 質 概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>山地</td> <td>花崗岩及び泉層群の堆積岩、中硬質な岩盤</td> </tr> </tbody> </table>	地 形	地 質 概 要	略		山地	花崗岩及び泉層群の堆積岩、中硬質な岩盤
地 形	地 質 概 要												
略													
山地	花崗岩及び <u>和</u> 泉層群の堆積岩、中硬質な岩盤												
地 形	地 質 概 要												
略													
山地	花崗岩及び泉層群の堆積岩、中硬質な岩盤												

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修正後	修正前
<p data-bbox="174 209 1055 261">略</p> <p data-bbox="152 316 304 347">(3) 活断層</p> <p data-bbox="152 357 318 389">【中央構造線】</p> <p data-bbox="138 394 1095 632">政府の地震調査研究推進本部が公表した「中央構造線断層帯（金剛山地東縁一由布院）の長期評価（第二版）」（平成 29 年 12 月 19 日公表）によると、近畿地方の金剛山地の東縁から、和泉山脈の南縁、淡路島南部の海域を経て、四国北部を東西に横断し、伊予灘、別府湾を経て由布院に達する長大な断層帯である。また、過去の活動時期や断層の形状等の違い、平均的なずれの速度などから、全体が 10 の区間に分けられる。なお、本県に最も近いのは「讃岐山脈南縁東部区間」及び「讃岐山脈南縁西部区間」である。</p> <p data-bbox="152 683 291 715">【長尾断層】</p> <p data-bbox="138 719 1095 820">政府の地震調査研究推進本部が公表した「長尾断層帯の長期評価（一部改訂）」（平成 29 年 12 月 19 日公表）によると、さぬき市から高松市南部を経て綾歌郡綾川町に至る断層帯である。</p> <p data-bbox="152 871 344 903">【上法軍寺断層】</p> <p data-bbox="138 908 1095 973">政府の地震調査研究推進本部が公表した「上法軍寺断層の長期評価」（平成 29 年 12 月 19 日公表）によると、諸特性の評価は次のとおりである。</p> <p data-bbox="138 1029 333 1061">2 社会的条件</p> <p data-bbox="152 1077 1095 1351">(1) 香川県人口移動調査によると、本県の人口は令和 5 年 12 月 1 日現在で、924,620 人となっている。本県の人口は平成 11 年をピークに平成 12 年から減少している。自然動態は平成 15 年から減少となり、また社会動態は平成 4 年～11 年まで転入超過が続いた後、平成 12 年から転出超過に転じており、平成 27 年は 16 年ぶりに転入超過となったものの、平成 28 年から再び転出超過に転じている。令和 2 年国勢調査（令和 2 年 10 月 1 日現在）か</p>	<p data-bbox="1149 209 2029 261">略</p> <p data-bbox="1126 316 1279 347">(3) 活断層</p> <p data-bbox="1126 357 1292 389">【中央構造線】</p> <p data-bbox="1113 394 2069 632">文部科学省地震調査研究推進本部が公表した「中央構造線断層帯（金剛山地東縁一由布院）の長期評価（第二版）」（平成 29 年 12 月 19 日公表）によると、近畿地方の金剛山地の東縁から、和泉山脈の南縁、淡路島南部の海域を経て、四国北部を東西に横断し、伊予灘、別府湾を経て由布院に達する長大な断層帯である。また、過去の活動時期や断層の形状等の違い、平均的なずれの速度などから、全体が 10 の区間に分けられる。なお、本県に最も近いのは「讃岐山脈南縁東部区間」及び「讃岐山脈南縁西部区間」である。</p> <p data-bbox="1126 683 1265 715">【長尾断層】</p> <p data-bbox="1113 719 2069 820">文部科学省地震調査研究推進本部が公表した「長尾断層帯の長期評価（一部改訂）」（平成 29 年 12 月 19 日公表）によると、さぬき市から高松市南部を経て綾歌郡綾川町に至る断層帯である。</p> <p data-bbox="1126 871 1319 903">【上法軍寺断層】</p> <p data-bbox="1113 908 2069 973">文部科学省地震調査研究推進本部が公表した「上法軍寺断層の長期評価」（平成 29 年 12 月 19 日公表）によると、諸特性の評価は次のとおりである。</p> <p data-bbox="1113 1029 1308 1061">2 社会的条件</p> <p data-bbox="1126 1077 2069 1351">(1) 香川県人口移動調査によると、本県の人口は令和 4 年 12 月 1 日現在で、932,871 人となっている。本県の人口は平成 11 年をピークに平成 12 年から減少している。自然動態は平成 15 年から減少となり、また社会動態は平成 4 年～11 年まで転入超過が続いた後、平成 12 年から転出超過に転じており、平成 27 年は 16 年ぶりに転入超過となったものの、平成 28 年から再び転出超過に転じている。令和 2 年国勢調査（令和 2 年 10 月 1 日現</p>

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修正後	修正前
<p>ら令和 2 年の老年人口の割合をみると、香川県は 31.8%と過去最高となり、全国平均の 28.6%を大幅に上回っている。</p> <p>また、本県の 2045 年の総人口は、都道府県別の将来推計人口(令和 5 年 12 月推計、国立社会保障・人口問題研究所)によると、762 千人と推計されている。県では、こうした人口減少の問題や、それがもたらす社会・経済活動への影響などを踏まえ、令和 2 年 3 月に改訂した「かがわ人口ビジョン」において、2060 年に人口約 77 万人を維持するという目標を掲げたところであり、災害に強い県土づくりの推進は、安心して暮らしやすい環境を創出する観点からもこの目標の実現に資するものである。</p> <p>3 過去の地震災害 【香川県の主な地震被害】</p>	<p>在) から令和 2 年の老年人口の割合をみると、香川県は 31.8%と過去最高となり、全国平均の 28.6%を大幅に上回っている。</p> <p>また、本県の 2045 年の総人口は、都道府県別の将来推計人口(平成 30 年 3 月推計、国立社会保障・人口問題研究所)によると、776 千人と推計されている。県では、こうした人口減少の問題や、それがもたらす社会・経済活動への影響などを踏まえ、令和 2 年 3 月に改訂した「かがわ人口ビジョン」において、2060 年に人口約 77 万人を維持するという目標を掲げたところであり、災害に強い県土づくりの推進は、安心して暮らしやすい環境を創出する観点からもこの目標の実現に資するものである。</p> <p>3 過去の地震災害 【香川県の主な地震被害】</p>

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

地震名 発生年月日	規模 震度	震央	被害状況	地震名 発生年月日	規模 震度	震央	被害状況
宝永地震 1707年 10月28日 (宝永4年 10月4日) 未刻	M 8.6	北緯 33.2° 東経 135.9° 深さ - 紀伊半島沖	我が国最大級の地震の一つ。全体で死者5,000人余、潰家約59,000軒、家屋の倒壊範囲は東海道・近畿・中国・四国・九州と中部地方の一部に及ぶ。 香川県では、死者29人、倒壊家屋929軒、丸亀城破損。また、五剣山の1峰崩落。余震は、12月まで続く。5~6尺(2m弱)の津波で相当の被害があった。	宝永地震 1707年 10月28日 (宝永4年 10月4日) 未刻	M 8.6	北緯 33.2° 東経 135.9° 深さ - 紀伊半島沖	我が国最大級の地震の一つ。全体で死者5,000人余、潰家約59,000軒、家屋の倒壊範囲は東海道・近畿・中国・四国・九州と中部地方の一部に及ぶ。 香川県では、死者28人、倒壊家屋929軒、丸亀城破損。また、五剣山の1峰崩落。余震は、12月まで続く。5~6尺(2m弱)の津波で相当の被害があった。
略				略			
南海地震 1946年 (昭和21年) 12月21日 4時19分	M 8.0 震度 高松 5 多度津 5	北緯 32° 56.1' 東経 135° 50.9' 深さ 24 k m 和歌山県南方 沖	略	南海地震 1946年 (昭和21年) 12月21日 4時19分	M 8.0 震度 高松 5 多度津 5	北緯 32° 56.1' 東経 135° 50.9' 深さ 24 k m 南海道沖	略
平成7年 (1995年)兵 庫県南部地震 (阪神・淡路 大震災)	M 7.3 震度 高松 4 多度津 4	北緯 34° 35.9' 東経 135° 02.1' 深さ 16 k m	略	平成7年 (1995年)兵 庫県南部地震 (阪神・淡路 大震災)	M 7.3 震度 高松 4 多度津 4	北緯 34° 35.9' 東経 135° 02.1' 深さ 16 k m	略

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修正後				修正前			
1995年 (平成7年) 1月17日 5時46分	坂出 4	<u>大阪湾</u>		1995年 (平成7年) 1月17日 5時46分	坂出 4	<u>淡路島北部</u>	
略				略			
<p>(注) 1 高松地方気象台の調査による。(参考文献：<u>「日本被害地震総覧599-2012」東京大学出版会</u>)</p> <p>2～3 略</p> <p><u>4 表中の1923年以降に発生した地震の震央地名は「震度データベース(気象庁ホームページ)による。</u></p>				<p>(注) 1 高松地方気象台の調査による。(参考文献：<u>「新編日本被害地震総覧」東京大学出版会、気象庁技術報告第119号平成7年(1995年)兵庫県南部地震調査報告</u>)</p> <p>2～3 略</p>			
<p>第5節 地震・津波防災対策目標</p> <p><u>令和6年2月</u> 修正</p>				<p>第5節 地震・津波防災対策目標</p> <p><u>令和5年2月</u> 修正</p>			
<p>2 背景</p> <p>○ 大規模地震発生の切迫性</p> <p>本県においては、南海トラフ、中央構造線、長尾断層を震源域とする大規模な地震の発生が予測されており、とりわけ南海トラフで、今後30年以内にM8～9クラスの地震が発生する確率は、70%～80%（令和5年1月1日現在）と極めて高く、限られた時間の中、効果的な対策を講じる必要がある。</p>				<p>2 背景</p> <p>○ 大規模地震発生の切迫性</p> <p>本県においては、南海トラフ、中央構造線、長尾断層を震源域とする大規模な地震の発生が予測されており、とりわけ南海トラフで、今後30年以内にM8～9クラスの地震が発生する確率は、70%～80%（令和4年1月1日現在）と極めて高く、限られた時間の中、効果的な対策を講じる必要がある。</p>			
<p>4 想定される被害と対応</p> <p>【強い揺れに対する備え】</p>				<p>4 想定される被害と対応</p> <p>【強い揺れに対する備え】</p>			

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修正後	修正前
<ul style="list-style-type: none"> ・ 斜面崩壊対策 新潟県中越地震に見られるような地震に伴う斜面崩壊に備え、急傾斜地崩壊危険<u>区域</u>、地すべり防止区域等の周知、防止施設の整備等を行う必要がある。 ・ ライフライン、公共施設の耐震化 県民生活の基礎となっている上下水道、幹線道路など公共施設の耐震化を確保する必要がある。 <p>【津波に対する備え】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>河川・海岸堤防等</u>の整備 「香川県地震・津波被害想定調査」では、「比較的発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波」いわゆる「L1津波」が発生した場合、志度港でT. P. +2.9mの津波が予測されるなど、<u>広範囲で甚大な</u>浸水被害が発生すると想定されていることから、津波から県民の生命・財産を守るため、平成27年3月に策定された「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」（<u>令和5年3月第3回変更</u>）に基づき、優先度の高い箇所から計画的に整備を行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 斜面崩壊対策 新潟県中越地震に見られるような地震に伴う斜面崩壊に備え、急傾斜地崩壊危険<u>箇所</u>、地すべり防止区域等の周知、防止施設の整備等を行う必要がある。 ・ ライフライン、公共施設の耐震化 県民生活の基礎となっている上、<u>下</u>水道、幹線道路など公共施設の耐震化を確保する必要がある。 <p>【津波に対する備え】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>海岸保全施設</u>の整備 「香川県地震・津波被害想定調査」では、「比較的発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波」いわゆる「L1津波」が発生した場合、志度港でT. P. +2.9mの津波が予測されるなど、<u>県下全域において</u>浸水被害が発生すると想定されている。<u>このことから、津波・高潮からの</u>県民の生命・財産を守るため、平成27年3月に策定された「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」（<u>令和4年1月に見直し</u>）に基づき、<u>整備</u>優先度の高い箇所から計画的に<u>海岸保全施設</u>の整備を行う必要がある。 <u>しかし、施設整備が必要な海岸線が長く、その全てを整備するためには膨大な費用と長い期間がかかる。また、整備を行う対象津波については、「L1津波」を対象としており、ハード面だけで安全を確保することは困難であることから、避難場所や緊急避難場所の指定をはじめ、津波ハザードマップの作成や、避難路の安全対策などハード・ソフトを合わせた総合的な地震・津波対策を行う必要がある。</u>

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修正後	修正前
<p>6 減災を実現するための目標と対策</p> <p>I 強い揺れへの備え</p> <p>◇ ライフライン、公共施設の耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急輸送道路の橋梁のうち、道路防災総点検で耐震補強が必要とされた橋梁の整備率を令和7年度末までに100%にする。(令和4年度末98%) <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>緊急輸送道路</u>の橋梁の耐震化を推進(土木部) <p>◇ 土砂災害の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 土石流危険渓流(ランクⅠ)における砂防施設の整備率を令和7年度までに29.1%にする。(令和4年度末27.0%) ○ 地すべり危険箇所における地すべり防止施設を令和7年度までに2箇所整備する。(令和4年度末12箇所) ○ 急傾斜地崩壊危険箇所(ランクⅠの自然がけ)における急傾斜地崩壊防止施設の整備率を令和7年度までに37.4%にする。(令和4年度末36.8%) <u>(削除)</u> ○ 令和7年度までに3,651箇所のため池整備(全面改修)を目指す。(令和4年度末3,568箇所) <p>Ⅲ 地震・津波に強い地域づくり</p> <p>◇ 地震、津波等に対する正確な知識や日頃の備えの普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災アプリ「香川県防災ナビ」のダウンロード件数及び防災情報メールの登録件数を令和7年度までに100,000件にする。(令和4年度末62,532件) 	<p>6 減災を実現するための目標と対策</p> <p>I 強い揺れへの備え</p> <p>◇ ライフライン、公共施設の耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急輸送道路の橋梁のうち、道路防災総点検で耐震補強が必要とされた橋梁の整備率を令和7年度末までに100%にする。(令和3年度末98%) <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>緊急輸送路</u>の橋梁の耐震化を推進(土木部) <p>◇ 土砂災害の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 土石流危険渓流(ランクⅠ)における砂防施設の整備率を令和7年度までに29.1%にする。(令和3年度末26.7%) ○ 地すべり危険箇所における地すべり防止施設を令和7年度までに2箇所整備する。(令和3年度末12箇所) ○ 急傾斜地崩壊危険箇所(ランクⅠの自然がけ)における急傾斜地崩壊防止施設の整備率を令和7年度までに37.4%にする。(令和3年度末36.8%) ○ <u>令和4年度までに22箇所の防災上重要な中小規模ため池耐震化整備を実施する。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>防災上重要な中小規模ため池の耐震化整備を推進(農政水産部)</u> ○ 令和7年度までに3,651箇所のため池整備(全面改修)を目指す。(令和2年度末3,541箇所) <p>Ⅲ 地震・津波に強い地域づくり</p> <p>◇ 地震、津波等に対する正確な知識や日頃の備えの普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災アプリ「香川県防災ナビ」のダウンロード件数及び防災情報メールの登録件数を令和7年度までに57,000件にする。(令和3年度末53,130件)

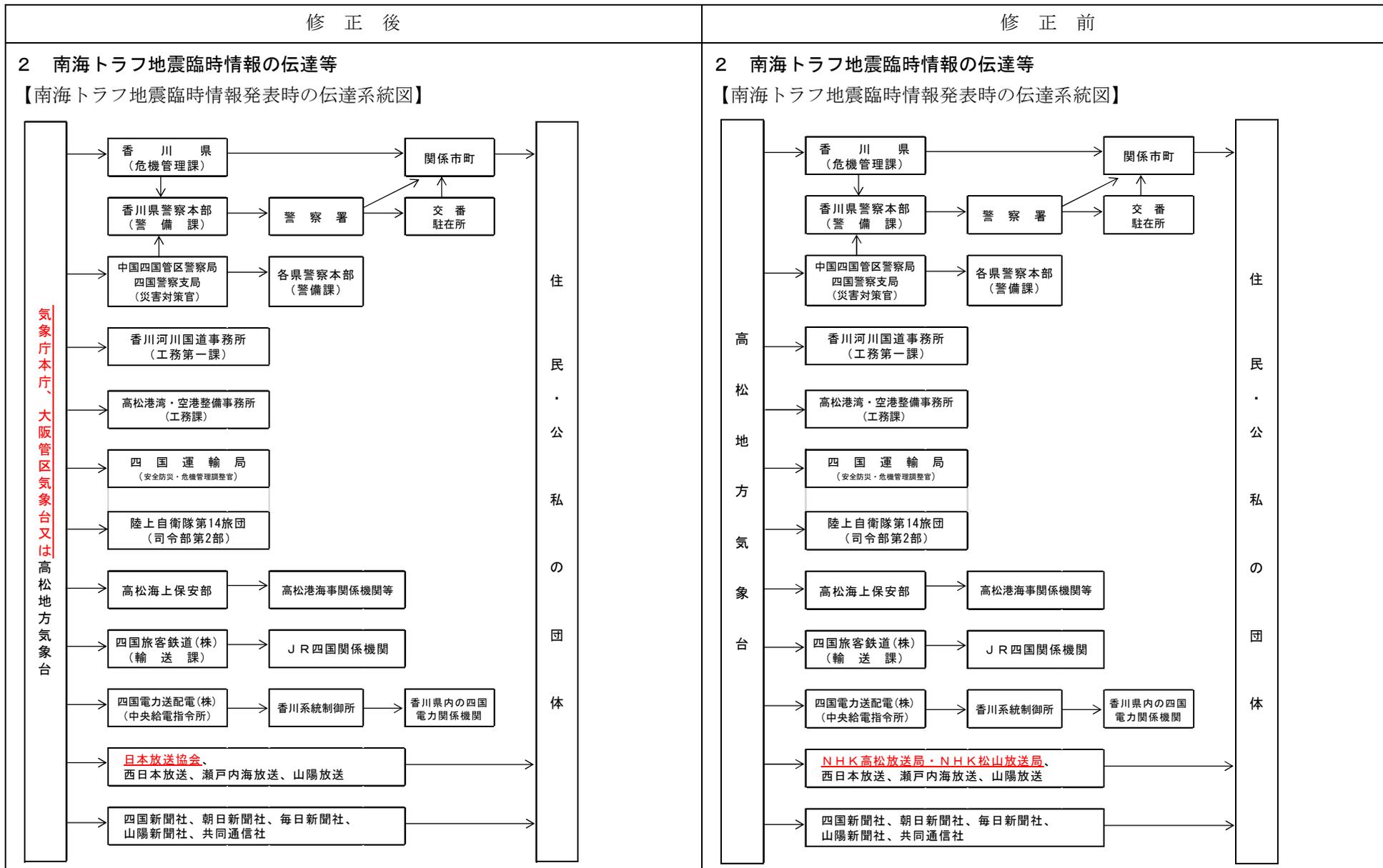
香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修正後	修正前
<p>◇ 自主防災活動の促進・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自主防災組織の活動カバー率を令和7年度までに100%にする。(令和<u>5</u>年4月1日現在97.2%) ○ NPO法人日本防災士機構が認定する防災士数を令和7年度までに4,250人にする。(令和<u>5</u>年12月末現在<u>3,604</u>人) ○ 地区防災計画の策定数を令和7年度までに63地区にする。(令和<u>4</u>年度末<u>58</u>地区) <p>◇ 避難行動要支援者への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難行動要支援者の避難支援体制を整備する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>市町による個別避難計画作成を支援</u> (危機管理総局、健康福祉部) <p>7 県民・市町・県の役割分担と連携による地震・津波防災の取組み</p> <p>【県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住民の「自助」「共助」や市町の災害予防対策を促すための情報提供と啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害危険情報の提供(津波浸水予測図や地すべり危険箇所の公表、土砂災害警戒区域等の指定) <p>第7節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応</p> <p>1 南海トラフ地震に関連する情報</p> <p>(1) 南海トラフ地震に関連する情報の種類</p> <p>気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合や<u>南海トラフ沿いの地域</u>に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力</p>	<p>◇ 自主防災活動の促進・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自主防災組織の活動カバー率を令和7年度までに100%にする。(令和<u>4</u>年4月1日現在97.2%) ○ NPO法人日本防災士機構が認定する防災士数を令和7年度までに4,250人にする。(令和<u>4</u>年10月末現在<u>3,261</u>人) ○ 地区防災計画の策定数を令和7年度までに63地区にする。(令和<u>3</u>年度末<u>46</u>地区) <p>◇ 避難行動要支援者への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難行動要支援者の避難支援体制を整備する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>避難行動要支援者支援体制を検討</u> (危機管理総局、健康福祉部) <p>7 県民・市町・県の役割分担と連携による地震・津波防災の取組み</p> <p>【県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住民の「自助」「共助」や市町の災害予防対策を促すための情報提供と啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害危険情報の提供(津波浸水予測図や<u>急傾斜地崩壊危険箇所・土石流危険溪流</u>・地すべり危険箇所の公表、土砂災害警戒区域等の指定) <p>第7節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応</p> <p>1 南海トラフ地震に関連する情報</p> <p>(1) 南海トラフ地震に関連する情報の種類</p> <p>気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合や<u>東海地域から四国地域にかけて</u>設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機</p>

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修正後	修正前
<p>を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行う。この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する（この2つの情報をあわせて「南海トラフ地震に関連する情報」と呼ぶ）。</p> <p>南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、国は地方公共団体に対して防災対応について指示や呼びかけを行い、国民に対してその旨周知することとしている。</p>	<p>関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行う。この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する（この2つの情報をあわせて「南海トラフ地震に関連する情報」と呼ぶ）。</p> <p>南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、国は地方公共団体に対して防災対応について指示や呼びかけを行い、国民に対してその旨周知することとしている。</p>

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表



香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修正後	修正前
<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 都市防災対策計画</p> <p>2 都市防災対策の推進</p> <p>(8) 宅地造成等の規制</p> <p>県等は、<u>盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域(宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域)</u>に指定し、<u>宅地造成等について</u>、必要な規制を行う。</p> <p>第4節 公共施設等災害予防計画</p> <p>主な実施機関</p> <p><u>森林・林業政策課、循環型社会推進課</u></p> <p>第6節 防災施設等整備計画</p> <p>2 通信施設等</p> <p>(1) 県、市町及び防災関係機関は、災害時の通信連絡手段を確保するため、通信施設・設備等に関して、次の措置を講じる。</p> <p>略</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報通信施設の風水害等に対する安全性の確保及び施設の危険分散、通信路の多ルート化、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進、<u>定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築</u>等による防災対策を推進し、通信連絡機能の維持向上を図る。 <p>略</p>	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 都市防災対策計画</p> <p>2 都市防災対策の推進</p> <p>(8) 宅地造成等の規制</p> <p>県等は、<u>宅地造成工事により、がけ崩れや土砂の流出を生ずるおそれがある区域を宅地造成工事規制区域</u>に指定し、必要な規制を行う。</p> <p>第4節 公共施設等災害予防計画</p> <p>主な実施機関</p> <p><u>みどり整備課、廃棄物対策課</u></p> <p>第6節 防災施設等整備計画</p> <p>2 通信施設等</p> <p>(1) 県、市町及び防災関係機関は、災害時の通信連絡手段を確保するため、通信施設・設備等に関して、次の措置を講じる。</p> <p>略</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報通信施設の風水害等に対する安全性の確保及び施設の危険分散、通信路の多ルート化、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進等による防災対策を推進し、通信連絡機能の維持向上を図る。 <p>略</p>

修正後	修正前
<p>第9節 緊急輸送体制整備計画</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>5</u> 略</p> <p>第10節 避難体制整備計画</p> <p>津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることから、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、<u>地域の特性に応じた</u>指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の確保・整備、並びに避難指示発令基準等の策定を行い、住民に対して周知徹底を図る。</p> <p>2 指定避難所の指定、整備</p> <p>(1) 略</p> <p>市町は、要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるもの等を指定するものとする。<u>特に、要配慮者に対して円</u></p>	<p>第9節 緊急輸送体制整備計画</p> <p><u>5 緊急通行車両等の事前届出制度の運用</u></p> <p><u>(1) 警察本部は、災害時における確認事務の省力化、効率化を図り、緊急通行車両等の円滑な通行を確保するため、緊急通行車両等の事前届出制度を適切に運用する。</u></p> <p><u>(2) 県及び市町は、あらかじめ協定等を締結している民間事業者等に対して当該制度の周知を行うとともに、自らも当該制度を積極的に利用するなど、その普及を図る。</u></p> <p><u>6</u> 略</p> <p>第10節 避難体制整備計画</p> <p>津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることから、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の確保、並びに避難指示発令基準等の策定を行い、住民に対して周知徹底を図る。</p> <p>2 指定避難所の指定、整備</p> <p>(1) 略</p> <p>市町は、要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるもの等を指定するものとする。</p>

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修正後	修正前
<p><u>滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</u></p> <p>略</p> <p>(2) 指定避難所においては、あらかじめ、必要な機能を整理し、次の資機材等の整備や防災行政無線（戸別受信機を含む）等を活用した情報収集・伝達手段の確保を図るよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貯水槽、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド ・ 非常用電源、<u>ガス設備</u> ・ テレビ・ラジオ等災害情報の入手に必要な機器 ・ 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮した避難の実施に必要な施設・設備 <p>略</p> <p>7 避難に関する広報</p> <p>(5) 県及び市町は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震<u>や遠地地震、火山噴火等による津波</u>に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示の伝達体制を整備するよう努めるものとする。</p> <p>第13節 ボランティア活動環境整備計画</p> <p>1 協力体制の確立</p> <p><u>(1)</u> 県及び市町は、香川県社会福祉協議会、市町社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部、NPO・ボランティア等と連携し、平常時から当該団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、災害時においてボランティ</p>	<p>略</p> <p>(2) 指定避難所においては、あらかじめ、必要な機能を整理し、次の資機材等の整備や防災行政無線（戸別受信機を含む）等を活用した情報収集・伝達手段の確保を図るよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貯水槽、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド ・ 非常用電源 ・ テレビ・ラジオ等災害情報の入手に必要な機器 ・ 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮した避難の実施に必要な施設・設備 <p>略</p> <p>7 避難に関する広報</p> <p>(5) 県及び市町は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震等に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示の伝達体制を整備するよう努めるものとする。</p> <p>第13節 ボランティア活動環境整備計画</p> <p>1 協力体制の確立</p> <p>県及び市町は、香川県社会福祉協議会、市町社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部、NPO・ボランティア等と連携し、平常時から当該団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、災害時においてボランティア活動が円</p>

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修正後	修正前
<p>ア活動が円滑に行われるよう連携体制の確立に努める。</p> <p><u>(2) 県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるとともに、県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者(県社会福祉協議会等)との役割分担等をあらかじめ定めるよう努める。</u></p> <p><u>(3) 市町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者(市町社会福祉協議会等)との役割分担等を定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。</u></p> <p>第14節 要配慮者対策計画</p> <p>2 在宅の避難行動要支援者の対策</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 市町は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p> <p><u>(6) 市町は、市町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。ただし、<u>条例等の規定に基づき、本人の同意なしに提供することができる場合はこの限りでない。</u>また、<u>個別避難計画の実効性を確保する観点等から、</u>多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整</u></p>	<p>滑に行われるよう連携体制の確立に努める。</p> <p>第14節 要配慮者対策計画</p> <p>2 在宅の避難行動要支援者の対策</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(5) 市町は、市町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるも</u></p>

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修正後	修正前
<p>備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>略</p> <p><u>(7) 略</u></p> <p><u>(8) 略</u></p> <p><u>(9) 略</u></p> <p><u>(10) 県は、市町における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などを提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。</u></p> <p>第15節 防災訓練実施計画</p> <p>5 避難救助訓練</p> <p>訓練実施にあたっては、要配慮者への支援体制を考慮するものとする。</p> <p><u>(1) 県及び市町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、防災訓練を行う。</u></p> <p><u>(2) 略</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p>第16節 防災知識等普及計画</p> <p>3 住民に対する普及啓発</p> <p>(3) 略</p> <p>【津波の特性に関すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、<u>火山噴火等による津波</u>があること 	<p>のとする。</p> <p>略</p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p><u>(8) 略</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第15節 防災訓練実施計画</p> <p>5 避難救助訓練</p> <p>訓練実施にあたっては、要配慮者への支援体制を考慮するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(1) 略</u></p> <p><u>(2) 略</u></p> <p>第16節 防災知識等普及計画</p> <p>3 住民に対する普及啓発</p> <p>(3) 略</p> <p>【津波の特性に関すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震があること

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修正後	修正前
<p>第17節 自主防災組織育成計画</p> <p>1 地域住民の自主防災組織</p> <p>(2) 自主防災組織の編成は、次により行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地理的状況、生活環境からみて、住民の日常生活上の範囲として一体性を有する規模を念頭に、地域の実情に応じ、既存の町内会、自治会や小学校区などを活用して編成する。 ・ 防災に関する多様な視点からの意見取入等のため、女性や多様な世代の参加を求める。また、看護師など地域内の専門家や経験者の参加も求める。 ・ 津波浸水想定のある区域内にある地区や土砂災害警戒区域等災害危険度の高い地区は、特に重点を置き組織化を推進する。 	<p>第17節 自主防災組織育成計画</p> <p>1 地域住民の自主防災組織</p> <p>(2) 自主防災組織の編成は、次により行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地理的状況、生活環境からみて、住民の日常生活上の範囲として一体性を有する規模を念頭に、地域の実情に応じ、既存の町内会、自治会や小学校区などを活用して編成する。 ・ 防災に関する多様な視点からの意見取入等のため、女性や多様な世代の参加を求める。また、看護師など地域内の専門家や経験者の参加も求める。 ・ 津波浸水想定のある区域内にある地区や土砂災害危険地域等災害危険度の高い地区は、特に重点を置き組織化を推進する。

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修正後			修正前																								
<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 活動体制計画</p> <p>2 県の動員配備体制</p> <p>(1) 配備基準</p> <p>【地震・津波の場合】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>配備基準</th> <th>配備所属</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1次配備</td> <td>・ 県内で震度4の地震が発生したとき</td> <td>①・② 略 ③ 地域活力推進課、自治振興課、水資源対策課、文化振興課、瀬戸内国際芸術祭推進課、デジタル戦略課、情報システム課、財産経営課、総務事務集中課、広聴広報課、<u>森林・林業政策課</u>、業務課、感染症対策課、企業立地推進課、経営支援課、労働政策課、観光振興課、交通政策課、県産品振興課、土地改良課、水産課、道路課、河川砂防課、港湾課、都市計画課、下水道課、住宅課の指定職員 ④ 略</td> </tr> <tr> <td>・ 香川県に津波注意報が発表されたとき</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table>			区分	配備基準	配備所属	第1次配備	・ 県内で震度4の地震が発生したとき	①・② 略 ③ 地域活力推進課、自治振興課、水資源対策課、文化振興課、瀬戸内国際芸術祭推進課、デジタル戦略課、情報システム課、財産経営課、総務事務集中課、広聴広報課、 <u>森林・林業政策課</u> 、業務課、感染症対策課、企業立地推進課、経営支援課、労働政策課、観光振興課、交通政策課、県産品振興課、土地改良課、水産課、道路課、河川砂防課、港湾課、都市計画課、下水道課、住宅課の指定職員 ④ 略	・ 香川県に津波注意報が発表されたとき	略	略			<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 活動体制計画</p> <p>2 県の動員配備体制</p> <p>(1) 配備基準</p> <p>【地震・津波の場合】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>配備基準</th> <th>配備所属</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1次配備</td> <td>・ 県内で震度4の地震が発生したとき</td> <td>①・② 略 ③ 地域活力推進課、自治振興課、水資源対策課、文化振興課、瀬戸内国際芸術祭推進課、デジタル戦略課、情報システム課、財産経営課、総務事務集中課、広聴広報課、<u>みどり整備課</u>、業務課、感染症対策課、企業立地推進課、経営支援課、労働政策課、観光振興課、交通政策課、県産品振興課、土地改良課、水産課、道路課、河川砂防課、港湾課、都市計画課、下水道課、住宅課の指定職員 ④ 略</td> </tr> <tr> <td>・ 香川県に津波注意報が発表されたとき</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table>			区分	配備基準	配備所属	第1次配備	・ 県内で震度4の地震が発生したとき	①・② 略 ③ 地域活力推進課、自治振興課、水資源対策課、文化振興課、瀬戸内国際芸術祭推進課、デジタル戦略課、情報システム課、財産経営課、総務事務集中課、広聴広報課、 <u>みどり整備課</u> 、業務課、感染症対策課、企業立地推進課、経営支援課、労働政策課、観光振興課、交通政策課、県産品振興課、土地改良課、水産課、道路課、河川砂防課、港湾課、都市計画課、下水道課、住宅課の指定職員 ④ 略	・ 香川県に津波注意報が発表されたとき	略	略		
区分	配備基準	配備所属																									
第1次配備	・ 県内で震度4の地震が発生したとき	①・② 略 ③ 地域活力推進課、自治振興課、水資源対策課、文化振興課、瀬戸内国際芸術祭推進課、デジタル戦略課、情報システム課、財産経営課、総務事務集中課、広聴広報課、 <u>森林・林業政策課</u> 、業務課、感染症対策課、企業立地推進課、経営支援課、労働政策課、観光振興課、交通政策課、県産品振興課、土地改良課、水産課、道路課、河川砂防課、港湾課、都市計画課、下水道課、住宅課の指定職員 ④ 略																									
	・ 香川県に津波注意報が発表されたとき	略																									
略																											
区分	配備基準	配備所属																									
第1次配備	・ 県内で震度4の地震が発生したとき	①・② 略 ③ 地域活力推進課、自治振興課、水資源対策課、文化振興課、瀬戸内国際芸術祭推進課、デジタル戦略課、情報システム課、財産経営課、総務事務集中課、広聴広報課、 <u>みどり整備課</u> 、業務課、感染症対策課、企業立地推進課、経営支援課、労働政策課、観光振興課、交通政策課、県産品振興課、土地改良課、水産課、道路課、河川砂防課、港湾課、都市計画課、下水道課、住宅課の指定職員 ④ 略																									
	・ 香川県に津波注意報が発表されたとき	略																									
略																											
<p>第3節 自衛隊災害派遣要請計画</p> <p>1 災害派遣要請の手続等</p> <p>(3) 市町は、災害派遣を必要とする場合には、前記(2)に掲げる事項を記載した文書を県に提出し、災害派遣要請を行うよう求める。</p>			<p>第3節 自衛隊災害派遣要請計画</p> <p>1 災害派遣要請の手続等</p> <p>(3) 市町は、災害派遣を必要とする場合には、前記(2)に掲げる事項を記載した文書を県に提出し、災害派遣要請を行うよう求める。</p>																								

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修正後					修正前				
略					略				
【陸上自衛隊第14旅団連絡先】					【陸上自衛隊第14旅団連絡先】				
第3部(NTT)		第3部(防災行政無線:地上)		第3部(防災行政無線:衛星)		第3部(NTT)		第3部(防災行政無線)	
		※1		※2					
TEL 0877-62-2311	FAX 0877-62-2311 (内線切替)	TEL 466-502	FAX 466-581	TEL <u>037-466-001</u>	FAX <u>037-466-002</u>	TEL 0877-62-2311	FAX 0877-62-2311 (内線切替)	TEL 466-502	FAX 466-581
<p>※1 <u>防災行政無線電話機による</u></p> <p>※2 <u>衛星電話機による</u></p>									
第4節 津波情報等伝達計画					第4節 津波情報等伝達計画				
1 大津波警報、津波警報、津波注意報及び津波に関する情報					1 大津波警報、津波警報、津波注意報及び津波に関する情報				
(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報					(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報				
① 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等					① 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等				
津波警報等の種類と発表される津波の高さ ^(注) 等					津波警報等の種類と発表される津波の高さ ^(注) 等				
津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害ととるべき行動	津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害ととるべき行動
		数値での発表 (<u>予想される</u> 津波の高さ区分)	巨大地震の場合の発表				数値での発表 (津波の高さ <u>の予想の</u> 区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津	10m超 (10m<予想 <u>さ</u>	巨大	<u>巨大な津波が襲い</u> 、木造家屋が全壊・流失し、人は	大津波警報	予想される津	10m超 (10m<予想高	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れ

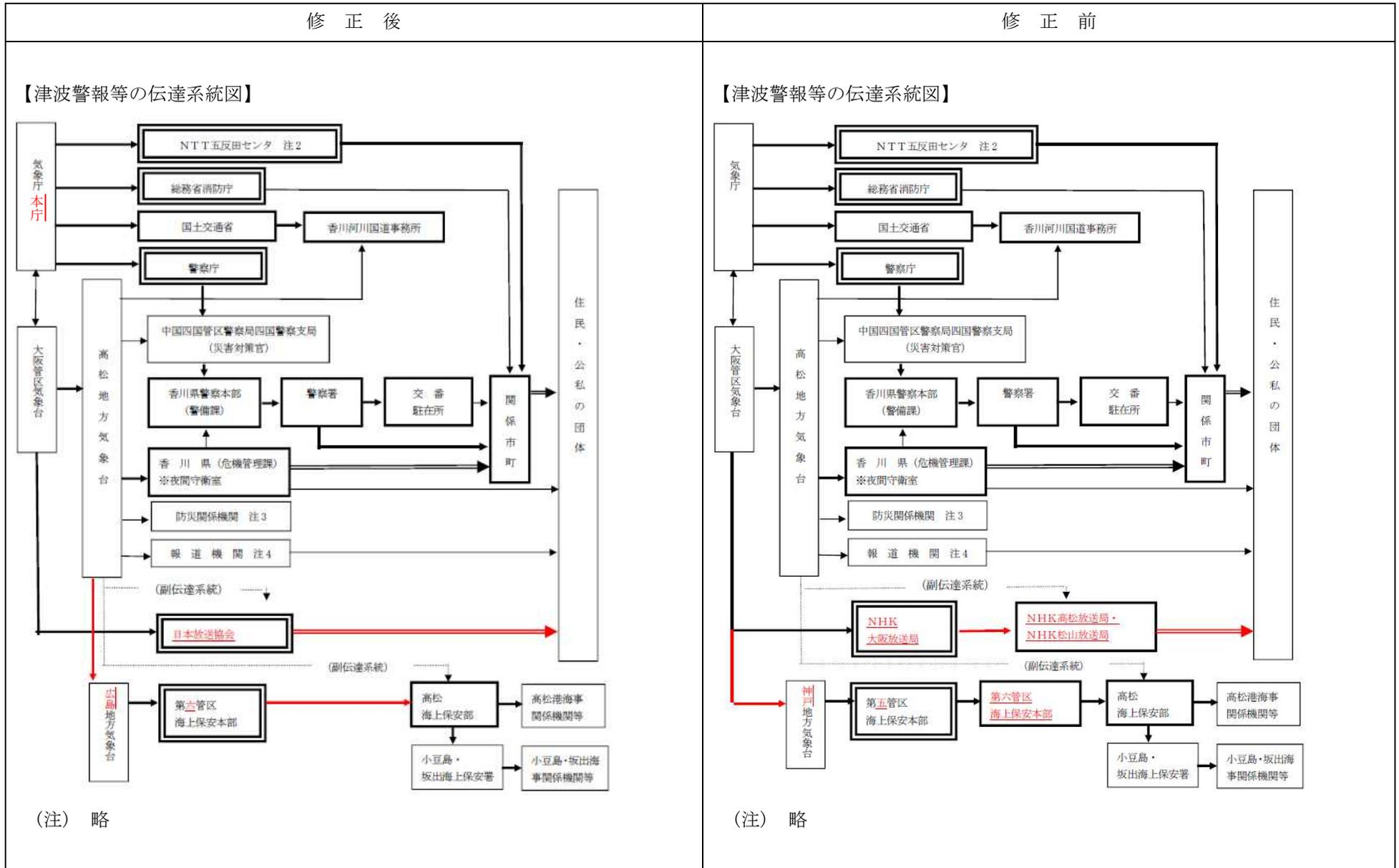
香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修正後					修正前				
	波の <u>最大波</u> の 高さが高いと ころで3mを 超える場合	<u>れる津波の最 大波</u> の高さ) 10m (5m<予想 <u>さ れる津波の最 大波</u> の高さ≤ 10m) 5m (3m<予想 <u>さ れる津波の最 大波</u> の高さ≤ 5m)		津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。		波の高さが高いところ で3mを超える場合	さ) 10m (5m<予想高さ≤10m) 5m (3m<予想高さ≤5m)		に巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波警報	予想される津波の <u>最大波</u> の 高さが高いと ころで1mを 超え、3m以下 の場合	3m (1m<予想 <u>さ れる津波の最 大波</u> の高さ≤ 3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	津波警報	予想される津波の高さが高いところ で1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の <u>最大波</u> の 高さが高いと ころで0.2m 以上、1m以下	1m (0.2m≤予想 <u>さ れる津波の 最大波</u> の高さ ≤1m)	(表記しな い)	海の中では、人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。	津波注意報	予想される津波の高さが高いところ で0.2m以上、1m以下の場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しな い)	海の中では、人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わ

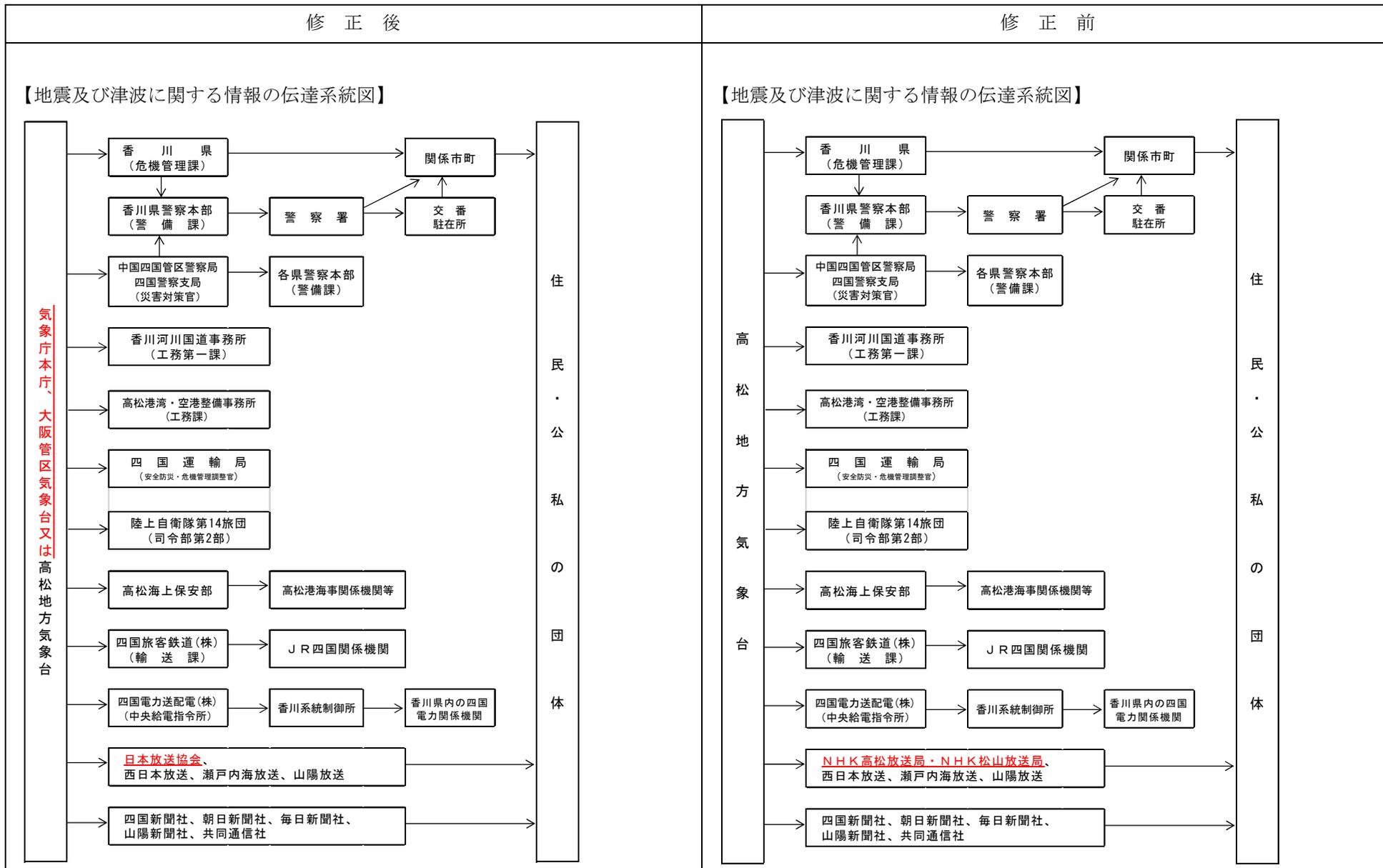
香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修正後					修正前				
	の場合であつて、津波による災害のおそれがある場合			注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。		であつて、津波による災害のおそれがある場合			ない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。
(2) 津波予報					(2) 津波予報				
津波予報の発表基準と発表内容					津波予報の発表基準と発表内容				
	発表基準	発表内容				発表基準	発表内容		
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表			津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表		
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき ^(注) (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表				0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表		
	津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき ^(注) (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入つての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表				津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき ^(注) (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入つての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表		
<p><u>(注)</u> 「0.2m未満の海面変動が予想されたとき」又は「津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)で発表される。</p>					<p>注) 「0.2m未満の海面変動が予想されたとき」又は「津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)で発表される。</p>				

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表



香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表



香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修正後

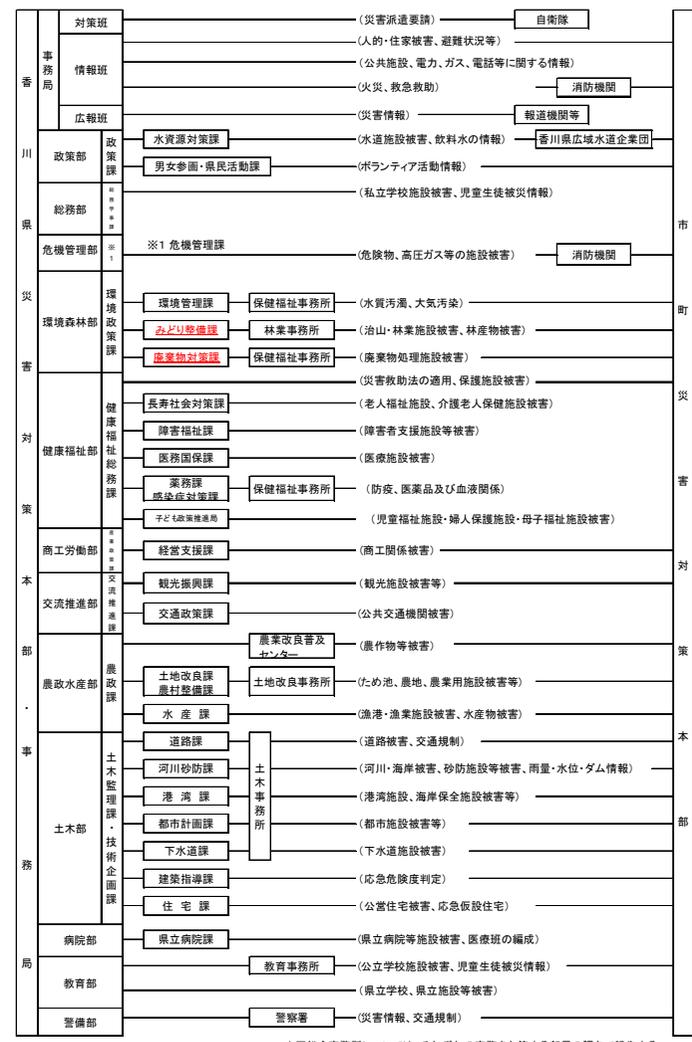
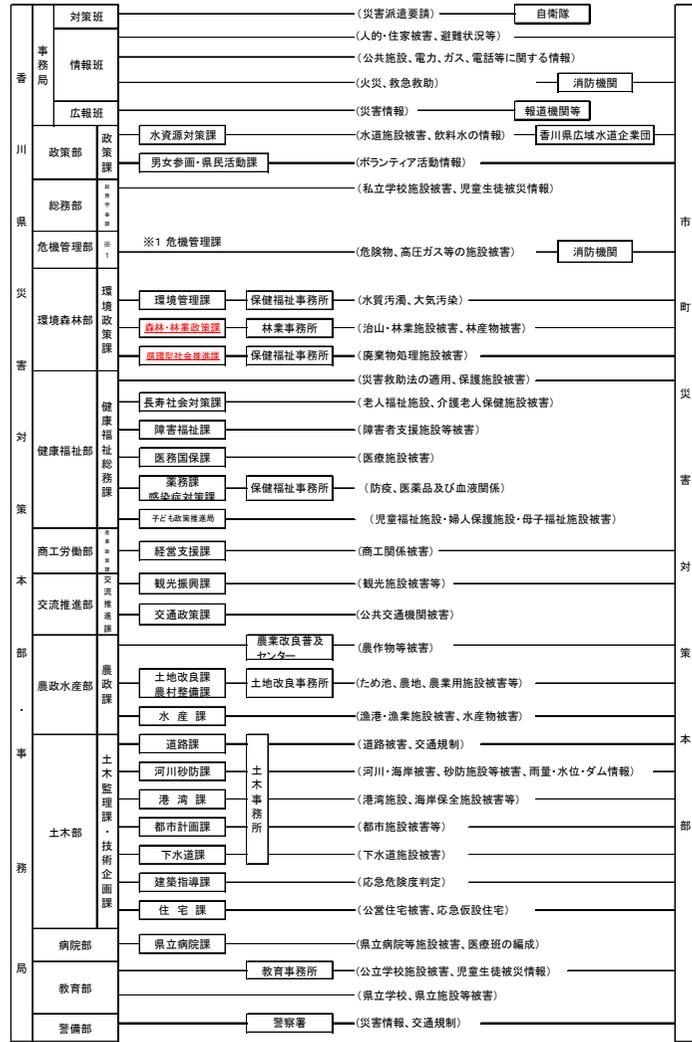
修正前

第5節 災害情報収集伝達計画

第5節 災害情報収集伝達計画

【被害状況等情報収集伝達系統図】

【被害状況等情報収集伝達系統図】



*小豆総合事務所については、それぞれの事務を主管する部局の課あて報告する。

*小豆総合事務所については、それぞれの事務を主管する部局の課あて報告する。

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修正後	修正前
<p>第6節 通信運用計画</p> <p>1 災害時の通信連絡</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p><u>(11) 情報の収集</u></p> <p><u>県及び市町は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他必要な施策を講ずるものとする。</u></p> <p><u>(12) 多様な緊急通報手段</u></p> <p><u>県及び市町は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</u></p>	<p>第6節 通信運用計画</p> <p>1 災害時の通信連絡</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修正後	修正前
<p>第7節 広報活動計画</p> <p>1 被災者等への広報活動</p> <p>(1) 県の広報活動</p> <p>① 広報事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安否情報 (<u>死者・安否不明者等の氏名等公表基準</u>に基づく公表内容を含む) <p>第12節 緊急輸送計画</p> <p>1 輸送の対象</p> <p>(1) 第1段階</p> <p>④ <u>地方公共団体</u>等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等初動期の応急対策に必要な要員、物資等</p> <p>第13節 交通確保計画</p> <p>1 陸上交通の確保</p> <p>(5) 緊急通行車両の確認</p> <p>② <u>県又は</u>県公安委員会は、災害応急対策活動を迅速かつ円滑に行うため、あらかじめ災害応急対策用として<u>申出</u>があった車両について、<u>災害発生前においても</u>緊急通行車両としての確認を行い、<u>当該車両の使用者に対して、緊急通行車両の標章及び証明書</u>を交付する。</p>	<p>第7節 広報活動計画</p> <p>1 被災者等への広報活動</p> <p>(1) 県の広報活動</p> <p>① 広報事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安否情報 (<u>安否不明者の氏名等公表基準</u>に基づく公表内容を含む) <p>第12節 緊急輸送計画</p> <p>1 輸送の対象</p> <p>(1) 第1段階</p> <p>④ <u>自治体</u>等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等初動期の応急対策に必要な要員、物資等</p> <p>第13節 交通確保計画</p> <p>1 陸上交通の確保</p> <p>(5) 緊急通行車両の確認</p> <p>② 県公安委員会は、災害応急対策活動を迅速かつ円滑に行うため、<u>緊急通行車両の事前届出制度を運用し、</u>あらかじめ災害応急対策用として<u>届出</u>があった車両について、<u>事前に</u>緊急通行車両としての確認を行い、<u>事前届出済証</u>を交付する。</p> <p><u>この交付を受けた車両について、交通規制実施時に確認申請があった場合、他に優先し、当該車両の使用者に対して、緊急通行車両の標章及び証明書を交付する。</u></p>

修正後	修正前
<p>3 航空交通の確保</p> <p>(3) この航空機の運用を調整する部署は、警察、消防、国土交通省、海上保安庁、自衛隊、DMA T 県調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行うこととし、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものとする。</p> <p>また、<u>輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノートム）の発行を依頼するものとする。また、無人航空機等の飛行から</u>災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとし、<u>同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</u></p> <p>第14節 避難計画</p> <p>1 避難指示の実施</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、人命の保護、災害の拡大防止等のため、特に必要があると認めるときは、次により避難指示を行う。</p> <p>また、県は、市町から求めがあった場合には、避難指示の対象地域、判断時期等について、時機を失することなく避難指示が発令されるよう、市町に積極的に助言するものとする。さらに、市町は、避難指示が発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。</p>	<p>3 航空交通の確保</p> <p>(3) この航空機の運用を調整する部署は、警察、消防、国土交通省、海上保安庁、自衛隊、DMA T 県調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行うこととし、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものとする。</p> <p>また、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとする。<u>また、</u>同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</p> <p>第14節 避難計画</p> <p>1 避難指示の実施</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、人命の保護、災害の拡大防止等のため、特に必要があると認めるときは、次により避難指示を行う。</p> <p>また、県は、市町から求めがあった場合には、避難指示の対象地域、判断時期等について、時機を失することなく避難指示が発令されるよう、市町に積極的に助言するものとする。さらに、市町は、避難指示が発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。</p>

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修正後	修正前
<p><u>(避難指示の発令対象区域の設定例)</u></p> <p><u>大津波警報：最大クラスの津波により浸水が想定される地域を対象とする。</u></p> <p><u>津波警報：海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低いため、高さ3mの津波によって浸水が想定される地域を対象とする。</u></p> <p><u>津波注意報：漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象とする。</u></p> <p>なお、避難指示の解除に当たっては十分に安全性の確認に努めるものとする。</p> <p>6 指定避難所の運営</p> <p>(1) 市町は、関係機関、自主防災組織、防災ボランティア、住民及び避難所運営について知識を有した外部支援者等の協力を得て、指定避難所を運営するものとする。その際には、あらかじめ、指定避難所の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して作成した、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した避難所運営の行動基準に基づいて行う。また、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、マニュアルの作成、訓練などを通じ、住民等が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。<u>この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。</u></p> <p>(2)～(8) 略</p> <p>(9) 市町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>なお、避難指示の解除に当たっては十分に安全性の確認に努めるものとする。</p> <p>6 指定避難所の運営</p> <p>(1) 市町は、関係機関、自主防災組織、防災ボランティア、住民及び避難所運営について知識を有した外部支援者等の協力を得て、指定避難所を運営するものとする。その際には、あらかじめ、指定避難所の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して作成した、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した避難所運営の行動基準に基づいて行う。また、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、マニュアルの作成、訓練などを通じ、住民等が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。</p> <p>(2)～(8) 略</p> <p>(9) 市町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報</p>

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修正後	修正前
<p><u>換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。</u></p> <p>第16節 給水計画</p> <p>3 給水の実施</p> <p>(1) 水道事業者は、次の給水活動を行う。</p> <p>① 略</p> <p>② 浄水施設や送水施設が被災した場合は、<u>関係機関と被害状況を共有するとともに、</u>浄水場内の浄水池や配水池等において、給水車等へ飲料水等を補給する。</p> <p>③ 略</p> <p>④ 住民に対して、給水活動に関する情報の提供を行う。</p> <p>⑤ 略</p> <p>(2) 県は、水道事業者の給水活動が円滑に実施されるよう次の措置を行う。</p> <p>①・② 略</p> <p>③ <u>住民に対して、給水活動に関する情報の提供を行う。</u></p> <p>④ <u>自ら飲料水を確保する町民に対して、町と連携して衛生上の注意を広報する。</u></p> <p>(3) <u>市町は、水道事業者の給水活動が円滑に実施されるよう次の措置を行う。</u></p> <p>① <u>応急給水を実施する場所を水道事業者と協議のうえ、決定する。</u></p> <p>② <u>水道事業者の給水活動に協力するとともに、給水車等による応急給</u></p>	<p>交換に努めるものとする。</p> <p>第16節 給水計画</p> <p>3 給水の実施</p> <p>(1) 水道事業者は、次の給水活動を行う。</p> <p>① 略</p> <p>② 浄水施設や送水施設が被災した場合は、浄水場内の浄水池や配水池等において、給水車等へ飲料水等を補給する。</p> <p>③ 略</p> <p>④ 住民に対して、給水活動に関する情報の提供を行う。<u>また、自ら飲料水を確保する住民に対して、衛生上の注意を広報する。</u></p> <p>⑤ 略</p> <p>(2) 県は、水道事業者の給水活動が円滑に実施されるよう次の措置を行う。</p> <p>①・② 略</p> <p>(3) <u>市町は、水道事業者の給水活動に協力するとともに、給水車等による応急給水においては、自主防災組織、自治会、赤十字奉仕団等の各種団体等の協力を得るよう努める。</u></p>

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修正後	修正前
<p><u>水においては、自主防災組織、自治会、赤十字奉仕団等の各種団体等の協力を得るよう努める。</u></p> <p><u>③ 住民に対して、給水活動に関する情報の提供を行う。</u></p> <p><u>④ 市は自ら飲料水を確保する市民に対して、衛生上の注意を広報する。また、町は自ら飲料水を確保する町民に対して、県と連携して衛生上の注意を広報する。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>第19節 廃棄物処理計画</p> <p>主な実施機関</p> <p><u>循環型社会推進課</u></p> <p>3 災害廃棄物処理計画の策定</p> <p>(2) 市町は、災害廃棄物の処理主体であることから、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等の連携・協力のあり方等について、具体的に示した市町災害廃棄物処理計画を策定しており、災害発生時には、本計画を踏まえ、廃棄物の処理を行う。</p> <p>第21節 住宅応急確保計画</p> <p>1 応急仮設住宅の建設</p> <p>(2) 建設方法</p>	<p>(4) 略</p> <p>第19節 廃棄物処理計画</p> <p>主な実施機関</p> <p><u>廃棄物対策課</u></p> <p>3 災害廃棄物処理計画の策定</p> <p>(2) 市町は、災害廃棄物の処理主体であることから、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、具体的に示した市町災害廃棄物処理計画を策定しており、災害発生時には、本計画を踏まえ、廃棄物の処理を行う。</p> <p>第21節 住宅応急確保計画</p> <p>1 応急仮設住宅の建設</p> <p>(2) 建設方法</p>

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修正後	修正前
<p>応急仮設住宅の建設は、(一社)香川県建設業協会等の<u>建設事業者団体</u>の協力を得て行う。ただし、状況に応じ、これを市町において実施することができる。この場合は、建設戸数、規模、構造、単価等の要件を定めて行う。</p> <p>2 住宅の応急修理</p> <p>県は、災害救助法が適用され、<u>住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受けた場合、①住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理や、②日常生活に必要な最小限度の部分の修理を行う。</u></p> <p><u>ただし、状況に応じ、これを市町において実施するよう通知する。</u></p> <p>(1) 応急修理の内容</p> <p><u>①雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して、緊急の修理を行う。</u></p> <p><u>②日常生活を営むことができない被災者のうち自らの資力では住家の修理ができない者に対して、必要最小限の部分の修理を行う。</u></p> <p>(2) 対象の選定</p> <p>応急修理の<u>対象住宅</u>の選定は、市町の協力を得て行う。</p> <p>(3) 修理方法</p> <p>応急修理は、<u>建設事業者</u>団体の協力を得て行う。</p> <p>(4) 修理範囲</p> <p><u>①住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行う。</u></p>	<p>応急仮設住宅の建設は、(一社)香川県建設業協会等の<u>建築業関係団体</u>の協力を得て行う。ただし、状況に応じ、これを市町において実施することができる。この場合は、建設戸数、規模、構造、単価等の要件を定めて行う。</p> <p>2 住宅の応急修理</p> <p>県は、災害救助法が適用され<u>た場合、住家が半焼又は半壊し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、日常生活を営むことができない被災者のうち自らの資力では住家の修理ができない者に対して、次により必要最小限の応急修理を行う。</u></p> <p>(1) 対象の選定</p> <p>応急修理対象住宅の選定は、市町の協力を得て行う。<u>ただし、状況に応じ、これを市町において実施するよう通知することができる。</u></p> <p>(2) 修理方法</p> <p>応急修理は、<u>建築業関係団体</u>の協力を得て行う。<u>ただし、状況に応じ、これを市町において実施するよう通知することができる。</u></p> <p>(3) 修理範囲</p> <p><u>応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分に限る。</u></p>

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修正後	修正前
<p>②居室、炊事場、便所等日常生活に<u>必要最小限度の部分</u>に限る。</p> <p><u>(5)</u> 略</p> <p><u>(6)</u> 略</p> <p>3 障害物の除去</p> <p>(1) <u>県は、災害救助法が適用された場合</u>、住宅に土石、竹木等の障害物が運びこまれ、<u>一時的に居住できない状態にあり、かつ</u>、自らの資力では除去<u>することができない者</u>に対して、障害物の除去を行う。</p> <p>(2) <u>状況に応じ、これを市町において実施するよう通知する。</u>県は、市町から障害物の除去について応援要請があったときは、他の市町、<u>建設事業者団体</u>、自衛隊などの協力を得て、応援を行う。</p> <p>第24節 公共施設等応急復旧計画</p> <p>主な実施機関</p> <p><u>森林・林業政策課、循環型社会推進課</u></p> <p>5 砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設</p> <p>県は、<u>砂防施設等</u>について、早急に被害状況を把握し、危険性が高いと判断されるときは、関係機関や住民に周知するとともに、応急工事を行う。</p> <p>第25節 ライフライン等応急復旧計画</p> <p>4 水道施設</p> <p>(2) 水道事業者は、水道施設に被害が生じたときは、次の応急復旧を行う。</p> <p>①～③ 略</p>	<p><u>(4)</u> 略</p> <p><u>(5)</u> 略</p> <p>3 障害物の除去</p> <p>(1) <u>市町は</u>、住宅に土石、竹木等の障害物が運びこまれ、<u>日常生活を営むことができない被災者のうち</u>自らの資力では除去ができない者に対して、障害物の除去を行う。</p> <p>(2) 県は、市町から障害物の除去について応援要請があったときは、他の市町、<u>建築業関係団体</u>、自衛隊などの協力を得て、応援を行う。</p> <p>第24節 公共施設等応急復旧計画</p> <p>主な実施機関</p> <p><u>みどり整備課、廃棄物対策課</u></p> <p>5 砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設</p> <p>県は、<u>土砂災害防止施設</u>について、早急に被害状況を把握し、危険性が高いと判断されるときは、関係機関や住民に周知するとともに、応急工事を行う。</p> <p>第25節 ライフライン等応急復旧計画</p> <p>4 水道施設</p> <p>(2) 水道事業者は、水道施設に被害が生じたときは、次の応急復旧を行う。</p> <p>①～③ 略</p>

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修正後	修正前
<p><u>(削除)</u></p> <p>④ 略</p> <p>第26節 農林水産関係応急対策計画 主な実施機関 <u>森林・林業政策課</u></p> <p>第27節 二次災害防止対策計画 主な実施機関 <u>森林・林業政策課</u></p> <p>1 土砂災害対策 県及び市町は、余震又は降雨等による二次災害を防止するため、砂防ボランティア等により急傾斜地崩壊危険<u>区域</u>、地すべり<u>防止区域</u>等の斜面判定を行う。その結果、危険度が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図るとともに、必要な応急対策を行う。</p> <p>略</p> <p>第29節 ボランティア受入計画 1 受入体制の整備 (1)・(2) 略 (3) 県及び市町は、ボランティア活動に関する情報提供の窓口を設け、香川</p>	<p><u>④ 給水装置の復旧については、その所有者等から修繕申込みがあったものについて、市民生活への影響を考慮して、緊急度の高い指定避難所や医療機関、冷却水を必要とする発電所等は優先して行う。</u></p> <p>⑤ 略</p> <p>第26節 農林水産関係応急対策計画 主な実施機関 <u>みどり整備課</u></p> <p>第27節 二次災害防止対策計画 主な実施機関 <u>みどり整備課</u></p> <p>1 土砂災害対策 県及び市町は、余震又は降雨等による二次災害を防止するため、砂防ボランティア等により急傾斜地崩壊危険<u>箇所</u>、地すべり<u>危険箇所</u>等の斜面判定を行う。その結果、危険度が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図るとともに、必要な応急対策を行う。</p> <p>略</p> <p>第29節 ボランティア受入計画 1 受入体制の整備 (1)・(2)略 (3) 県及び市町は、ボランティア活動に関する情報提供の窓口を設け、香</p>

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修正後	修正前
<p>県災害ボランティア支援センターの設置及び災害ボランティアセンターの活動等について協力するとともに、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等との連携体制の構築を図り、<u>災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の</u>情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を<u>関係者と積極的に共有</u>する。これにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努め、またボランティアの<u>活動環境</u>について配慮するものとする。</p> <p>(4) 略</p> <p><u>(5) 県又は県から事務の委任を受けた市町は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担を活用して、必要に応じて支援を受けることができる。</u></p> <p>第4章 災害復旧計画</p> <p>第3節 被災者等生活再建支援計画</p> <p>被災者等の生活再建が速やかに図られるよう、<u>災害ケースマネジメントの実施等により</u>、生活相談、災害弔慰金等の支給、生活資金等の貸付、税の減免及び納税の猶予、応急金融対策、雇用対策など必要な措置を講じる。</p> <p>主な実施機関</p> <p>県（広聴広報課、税務課、<u>危機管理課</u>、くらし安全安心課、<u>森林・林業政策課</u>、課健康福祉総務課、経営支援課、労働政策課、農業経営課、水産課、住宅課）</p>	<p>川県災害ボランティア支援センターの設置及び災害ボランティアセンターの活動等について協力するとともに、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等との連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を<u>把握</u>する。これにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努め、またボランティアの<u>生活環境</u>について配慮するものとする。</p> <p>(4) 略</p> <p>(新設)</p> <p>第4章 災害復旧計画</p> <p>第3節 被災者等生活再建支援計画</p> <p>被災者等の生活再建が速やかに図られるよう、生活相談、災害弔慰金等の支給、生活資金等の貸付、税の減免及び納税の猶予、応急金融対策、雇用対策など必要な措置を講じる。</p> <p>主な実施機関</p> <p>県（広聴広報課、税務課、くらし安全安心課、<u>みどり整備課</u>、課健康福祉総務課、経営支援課、労働政策課、農業経営課、水産課、住宅課）</p>

香川県地域防災計画【津波対策編】 新旧対照表

修正後	修正前
<p>1 生活相談・情報提供</p> <p>(2) 県及び市町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、<u>災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。</u></p> <p>3 被災者台帳の作成</p> <p>市町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や支援措置の実施状況、配慮に要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。<u>また、被災者台帳の作成に被災者支援システムを活用し、被災者支援業務の迅速化・効率化を図るものとする。</u></p> <p>県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。</p> <p>9 応急金融対策</p> <p>(3) 非常金融措置の実施</p> <p>四国財務局及び日本銀行高松支店は、協議のうえ、災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と連携を図り、民間金融機関（保険会社等を含む。）に対し、必要と認められる範囲内で、次の措置を適切に運用するものとする。</p> <p>略</p>	<p>1 生活相談・情報提供</p> <p>(2) 県及び市町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。</p> <p>3 被災者台帳の作成</p> <p>市町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や支援措置の実施状況、配慮に要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。</p> <p><u>また、</u>県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。</p> <p>9 応急金融対策</p> <p>(3) 非常金融措置の実施</p> <p>四国財務局及び日本銀行高松支店は、協議のうえ、災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と連携を図り、民間金融機関（保険会社を含む。）に対し、必要と認められる範囲内で、次の措置を適切に運用するものとする。</p> <p>略</p>